

基準策定の経緯

- 2017年1月、国連WP.29(自動車基準調和世界フォーラム)傘下の専門分科会において、日本の提案により、乗用車等の衝突被害軽減ブレーキ(AEBS)の国際基準の検討が開始。
- 日本は、AEBSの具体的な要件を検討する専門家会議の議長を欧州委員会と共同で務め、官民オールジャパン体制で議論をリード。これにより、2019年6月、WP.29で協定規則第152号として成立。
- 「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」(2019年6月18日関係閣僚会議)を踏まえ、2020年1月31日に国内基準(保安基準)を改正・公布。

主な要件

- 静止車両、走行車両、歩行者に対して試験を行い、所定の制動要件を満たすこと。
- エンジン始動のたびに、システムは自動的に起動してスタンバイすること。
- 緊急制動の0.8秒前(対歩行者の場合、緊急制動開始)までに警報すること。

適用時期

- 他の国(※1)に先行し、2021年以降段階的に新車を対象に義務付けをする。

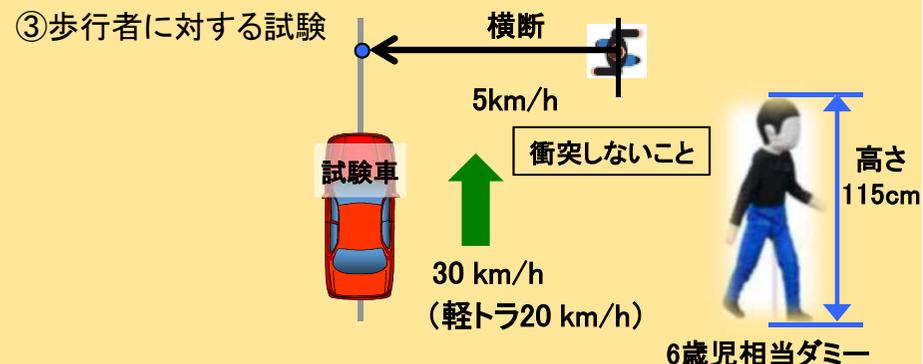
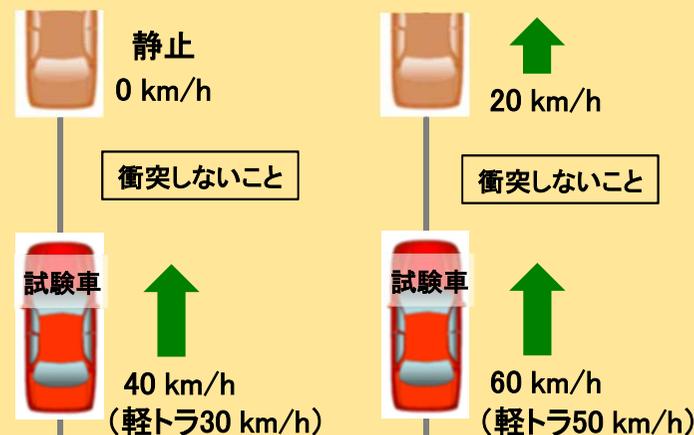
	国産車	輸入車
新型車	2021年11月	2024年7月
継続生産車※2	2025年12月	2026年7月

※1 欧州は2024年7月に義務化開始

※2 軽トラックは2027年9月

【主な試験方法】

- ① 静止車両に対する試験 ② 走行車両に対する試験



(注) ダミーは、試験車のブレーキが作動しないと4秒後に衝突するタイミングで動き出す。